

# 県連共済の給付内容

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考
傷病見舞金	労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象  <b>(待期期間は 20 日・休業 21 日目から)</b>	入院・1日 3,000 円 60 日迄 通院・1日 1,500 円 40 日迄 最低補償額 10,000 円  最低補償額 10,000 円	2年以上  2年未満	医療機関の証明書など。入・通院併給の給付日数限度は 60 日
臓器提供見舞金	骨髄移植または臓器移植（肝臓・腎臓）のドナーとなったとき	30,000 円	登録月の翌月 1 日から	骨髓バンクが発行する証明書又は医師の証明書
死亡弔慰金	組合員の死亡	50,000 円  30,000 円	3年以上  3年未満	・死亡診断書、 ・埋（火）葬許可証、又は抹消された住民票 (本人以外の場合は組合員との続柄が確認できる書類)
	配偶者の死亡	20,000 円		
	親の死亡 (実父母・養父母・継父母・組合員と同居している義父母)	10,000 円		
	子供の死亡 (組合員と同居している子供)	10,000 円		
	火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛び込みなど	全焼（壊） 70%以上 1,000,000 円  半焼（壊） 50%以上 900,000 円 30%以上 700,000 円 20%以上 500,000 円 10%以上 300,000 円 5%以上 200,000 円  一部焼（壊） 5%未満 50,000 円	登録月の翌月 1 日から	・消防署などの証明書 ・住宅の被害状況がわかるもの（住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など）
住宅災害見舞金	自然災害 (災害救助法発令の災害にも給付)	全壊 300,000 円 半壊 150,000 円 一部壊 30,000 円以内 床上浸水 150,000 円以内		
		全壊 100,000 円 半壊 50,000 円 一部壊（損害額 20 万円超） 10,000 円		
		同居親族の死亡 100,000 円		
		30,000 円		
		10,000 円		
結婚祝金	組合員の結婚	30,000 円	登録月の翌月 1 日から	婚姻届受理証明書、または戸籍謄（抄）本
	組合員又はその配偶者の出産	10,000 円	登録月の翌月 1 日から	住民票か医師の証明
	円満脱退、60 歳以上	20,000 円	10 年以上	所属組合の証明
		40,000 円	20 年以上	
		80,000 円	30 年以上	
	円満脱退、60 歳未満	20,000 円	20 年以上	
		40,000 円	30 年以上	

- 【注】1. 掛金月 500 円、組合に加入了した月の 2 か月後の 1 日以後に発生した共済事由により発行します。  
 2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込みとなります。なお、給付金の請求権は 2 年の時効で消滅します。  
 3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明と異なる場合があります。（自然災害は全労済の規定による）  
 ※他に、兵庫県建設労働組合連合会が全労済と提携し、全労済の共済商品をパック化した任意の「けんせつ共済」もあります。